(カ) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例の活用

京都のまちなか景観の基盤を構成し，歴史的風致の重要な構成要素である京町家は，今もなお，年間約２％の割合で滅失が進行しており，京町家の空き家率も１４％を超えるなど，歴史都市・京都のアイデンティティを脅かす重大な危機にある。このため，多様な主体の責務・役割を明確にするとともに，京町家の取壊しに関する手続き等を定める条例を平成２９年９月に制定し，京町家の保全及び継承を推進する。

エ　市街地景観の保全・再生・創出

京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約１４７万人の市民が生活を営み，また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも，自然的・歴史的資産と調和する市街地景観を形成してくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し，市街地景観の保全・再生を図ってきた。

(ｱ) 美観地区・美観形成地区（景観地区）

昭和４７年（１９７２）から美観地区の指定制度を活用し，御所，二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔，鴨東地域などを「美観地区」に指定し，京都市の独自の条例と組み合わせることによって，建築物等のデザインについての基準を定め，市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて，平成７年（１９９５）には，きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため，種別基準を細分化し，翌年には，京都固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て，西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成１７年の景観法の施行に伴い，美観地区は景観地区に移行し，平成１９年からは歴史的市街地（おおむね昭和初期には市街化していた北大路通，東大路通，九条通，西大路通に囲まれた地域）を，５０年後，１００年後の京都の将来を見据えた歴史都市・京都の景観づくりの重点区域と定め，これまでの美観地区の指定に加え，京都にふさわしい新たな景観の創出を目的とした美観形成地区を新たに設けた。

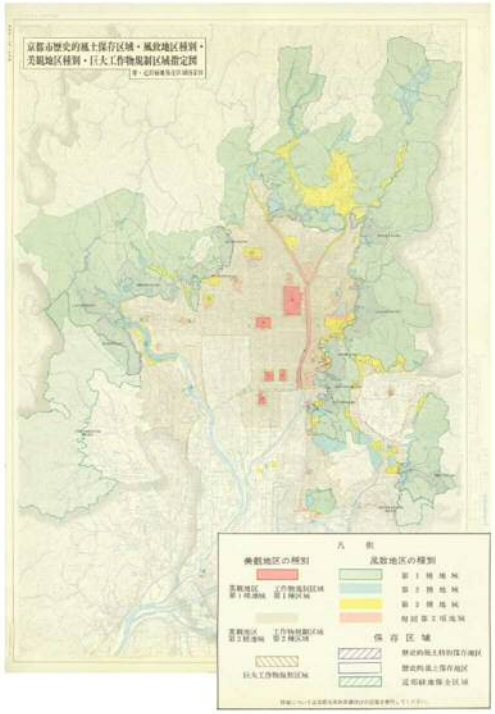

図3-2　市街地景観条例における地区指定図
（昭和４８年（１９７３））

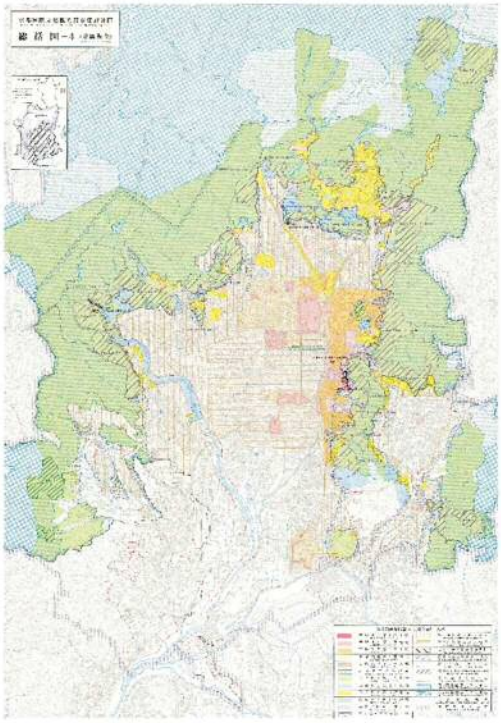

図3-3　市街地景観整備条例における地区指定図
（平成７年（１９９５））